足立の教育 '26

夢や希望を信じて生き抜く人づくり

足立区教育委員会

目 次

○　教育委員会
- 足立区教育大綱 …… 2
- 足立区教育委員会の基本方針 …… 4
- 足立区教育振興ビジョン …… 5
- 教育委員会 …… 8
- 令和８年度 教育委員会事務局組織図…… 8

○　教育委員会の主な取組み
- 就学前教育の充実
 ～学びの構えや生活リズム・規律を培うために～…10
- 子どもたちの確かな学力の定着に向けて ……12
- 「気づく・つなぐ・支える」で早期から！
 ～発達支援と不登校支援～ ……14
- 子どもたちの健康を育む
 おいしい給食・食育の推進 ……16
- “体験”から学びの楽しさを発見！
 ～大学連携・伝統文化～ ……18
- STOP!児童虐待～子どもの健全な成長のために～…20

○　教育委員会事業概要

【児童・生徒の心身の健全な発達の支援】
- 体力の向上に向けて ……24
- 人権教育・道徳教育 ……24
- 性の多様性に関する対応 ……25
- 児童・生徒主体の学びの推進 ……25
- ウェルビーイングの向上 ……26
- 多様な子どもに対する学習の保障 ……26
- 子どもたちの健康づくり ……27
- 就学前の充実 ……28
- 学校給食 ……29
- 自然教室 ……30
- 活躍する児童・生徒 ……31

【確かな学力の定着に向けた就学前から義務教育期までの取組】
- 日本語指導 ……32
- 教育広報 ……33
- 確かな学力の定着に向けて ……34
- 学校図書館の利活用推進
 ～学校図書館支援チームの取組～ ……36
- 教職員の研修 ……38
- 人材配置① ……40
- 人材配置② ……42
- 子育て支援サービス ……43
- 就学前教育・保育施設 ……44
- ＩＣＴ教育の推進 ……46
- 学童保育室 ……47

【課題を抱える子どもの状況に応じた支援の充実】
- いじめ防止等のための対策と問題の解決に向けて …48
- 子育てや教育に関する相談 ……50
- 特別支援教育 ……52

【安全・快適に学べる教育施設の整備と学校運営の充実】
- 学校施設 ……54
- 区立小・中学校の適正規模・適正配置……55
- 教員の働き方改革 ……58
- 子どもたちの安全確保策 ……60
- スクールロイヤー ……62
- 学校・家庭・地域の連携による
 「開かれた学校づくり協議会／コミュニティ・スクール」 …64
- 学校選択制度 ……66
- 就学援助・就学奨励 ……67
- 進学・修学援助・奨学金返済支援 ……68

【子ども・若者がたくましく生き抜く力を育むための成長支援】
- キャリア教育支援事業 ……69
- 子ども・子育て支援施策の推進 ……70
- 家庭教育支援の充実 ……72
- 青少年の健全育成 ……74
- あだち放課後子ども教室 ……76
- 公益財団法人 足立区生涯学習振興公社の活動…77
- 保育業務のＤＸ化 ……78

○　施設編
- 校外施設 ……80
- こども支援センターげんき ……81

○　資料編
- 歴代教育長・教育委員名簿 ……84
- 足立区の就学前教育・保育年表（これまでの歩み）…86
- 学校開校年表（足立区立小学校）…… 91
- 学校開校年表（足立区立中学校）…… 93
- 足立区の教育施策年表（これまでの歩み）…… 94
- 区立学校の学級編制、児童・生徒、学級数の推移 100
- 区立小学校一覧……101
- 区立中学校一覧……102
- あだち放課後子ども教室一覧 ……103
- 区立認定こども園一覧 ……104
- 私立認定こども園一覧 ……104
- 私立幼稚園一覧 ……105
- 区立保育園一覧 ……106
- 公設民営保育園一覧 ……106
- 公設民営認可外保育施設一覧 ……106
- 私立保育園一覧 ……107
- 東京都認証保育所Ａ型一覧 ……109
- 東京都認証保育所Ｂ型一覧 …… 110
- 小規模保育施設一覧 …… 111
- 家庭的保育事業一覧 …… 112
- 学童保育室一覧 …… 113
- 足立区青少年委員名簿 …… 116
- 足立区少年団体連合協議会役員常任理事名簿…117

教育委員会

足立区教育大綱 (※)

基本理念 ～夢や希望を信じて生き抜く人づくり～

0歳から 人間形成の基礎を養う 乳幼児期

育つ　様々な出会いやかかわりを通じて、たくましく成長するための素地をつくる

身近な大人たちからの深い愛情、様々な出会い、かかわりあいを通じて、子どもたちが自己肯定感を培う時期。

- 豊かな感性や意欲を育み、「できた」という喜びを自信に変えていくとともに、基本的生活習慣を身につけ、学びの基礎を固めていきます。
- 青少年期に向けて心も体も、ともにたくましく育つ素地をつくります。

6歳から 自立する力を培う 青少年期

学ぶ　ともに歩み、磨きあいながら、自身の道を切り拓く力を培う

旺盛な好奇心のもと、希望や意欲を持って行動し、様々な経験を重ねる中で、思いやりの心やコミュニケーション能力、基本的な知識やそれを活用できる思考力を身につける時期。

- 生まれ育った環境に左右されることなく、自ら学び、考え、課題を克服する中で確かな学力を身につけ、人生を切り拓いていく力を培います。
- 夢や希望を叶えるためのスタートラインに立てる機会を提供します。
- 友人たちと切磋琢磨する環境や、広い視野やグローバルな思考を持つための多様な経験・体験ができる仕組みを整えます。

18歳から 学びの成果を還元する 成人期

支える　自ら学ぶとともに、その経験を社会に還元する意欲を育てる

これまで積み重ねてきた自身の幅広い経験を元に、学びの成果を社会や地域に還元し生かす時期。

- 生きがいを見い出し、さらに学びの意欲を喚起する様々な機会や場を提供します。
- 子どもたちの未来のために地域の担い手として活躍できる仕組みづくりを進め、学びの循環を促します。

教え・支え・見守り

子どもの貧困対策　早め・丁寧・切れ目のないアプローチ

※　地方公共団体の長が定める、地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策についての目標や施策の根本となる方針のこと。

平成28年2月策定

教育大綱の実現に向けた２本の柱

１　誰もが子どもを支える主役

乳幼児期、青少年期、成人期を通じて、社会全体、総ぐるみで子どもを支え、育てあげていくという意識の共有を図る中で、教育を通じて､｢学び｣[注]の意欲と自己肯定感を喚起するとともに、社会的な自立と自身の幸福を実現できる個々人の“力”を育みます。

さらに、培った“力”が、次世代の子どもたちの成長を支えていくという、確かな「学びの循環」を促すことで、真に豊かな地域社会を実現します。

注）ここで言う「学び」とは､｢生きる力｣（①確かな学力、②豊かな人間性、③健康と体力）を培うことを意味します。また、確かな学力とは、知識や技能に加えて、自ら課題を発見し、主体的に行動して問題解決する資質や能力、意欲までを含みます。

２　貧困の連鎖を断ち切る教育

治安・学力・健康といった区のボトルネック的課題に深く関わり、負の連鎖を生み出す元となっている「貧困」。特に世代を超えて連鎖する、深刻な貧困を断ち切るために欠かせない役割を果たすのが「教育」です。

「自身の将来に夢や希望を見い出せない」といった厳しい環境にある子どもたちを孤立させることのないよう丁寧に支援するとともに、そこから脱出し、自立して生き抜く力を育む様々な機会を繰り返し提供します。

足立区教育委員会の基本方針

足立区教育委員会は、次代を担う子どもたちのたくましく生き抜く力を育み、教育目標を達成するため、以下の基本方針に基づき重点的に施策を展開します。

Ⅰ　就学前教育を充実し、心とからだの健やかな育ちを支える
Ⅱ　基礎的・基本的な学力の定着と体力向上を目指す
Ⅲ　多様な体験の場と機会を提供し、学ぶ意欲を育てる
Ⅳ　人権と生命を尊重する教育を推進する
Ⅴ　地域と協働し、家庭の教育力を高める

（平成２３年３月３１日　足立区教育委員会決定）

足立区教育振興ビジョン

１　計画策定の趣旨

令和７年８月、足立区教育委員会では、令和元年度策定の教育振興ビジョンの期間満了に伴い、第２期足立区教育振興ビジョンを策定しました。

本計画では、区基本計画の改訂や、国の第４期教育振興基本計画を踏まえて、児童・生徒主体の教育への転換やウェルビーイングの視点から、令和１４年度までに区が取り組むべき施策・事業を明示し、施策の達成度を測る施策指標と個別の事業指標を置くとともに、計画全体の効果を見るために、新たに長期指標を設定しました。

足立区教育大綱の基本理念である「夢や希望を信じて生き抜く人づくり」をはじめ、学習者（児童・生徒）主体の学びの推進やウェルビーイングの向上を実現するため、着実に本計画を進めていきます。

２　計画の対象・計画期間

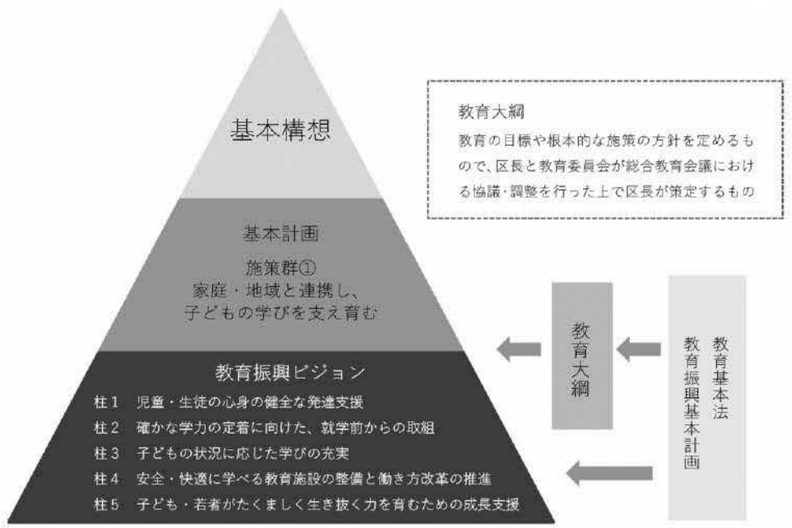
計画の対象は、幼児期から義務教育期までの教育を中心とし、家庭、学校、地域で行われる教育に関する内容を対象範囲としています。

計画期間は、令和７年度から令和１４年度までの８年間とします。

３　計画の位置づけ・体系

本計画は教育基本法に規定する「教育振興基本計画」としての役割を果たすとともに、「基本計画」の実現を支える分野別計画の一つで、教育に係る計画の最上位に位置付けるものです。

基本計画における教育分野ごとの目標を実現するための「柱」とこれを支える「施策」を体系的に整理しました。



【教育大綱の基本理念】

夢や希望を信じて生き抜く人づくり

第２期教育振興ビジョン（令和７年度～令和１４年度）改訂のポイント７点

1　学習者（児童・生徒）主体の学びの推進
2　ウェルビーイングの向上
3　主体的に社会に参画する態度の育成
4　多様な子どもに対する学習の保障（不登校、特別支援、外国ルーツ等）
5　就学前教育の充実
6　ＤＸ化の推進
7　教員の負担軽減に向けた施策の推進

長期指標

- 学びに向かう力 自己調整や粘り強さ
- 学習定着状況の学校間のバラつき
- ウェルビーイング
 学校が楽しい！
 自分にはよいところがある！
 夢や目標を持っている！
- 学習の基盤となる資質・能力 言語能力や情報活用能力
- 全国学力・学習状況調査の国の「平均正答率」を上回った学校の割合

5本の柱

柱①　児童・生徒の心身の健全な発達支援

13の施策

- 施策①　豊かな心の育成
- 施策②　いじめの早期発見・早期対応
- 施策③　健やかな体の育成

柱②　確かな学力の定着に向けた、就学前からの取組

- 施策①　教員の授業力向上
- 施策②　個に応じた学習機会の提供
- 施策③　就学前教育の推進

柱③　子どもの状況に応じた学びの充実

- 施策①　多様な学びの提供と学習の保障
- 施策②　切れ目のない特別支援教育の推進

柱④　安全・快適に学べる教育施設の整備と働き方改革の推進

- 施策①　子どもたちが安全・快適に過ごせる教育環境の整備
- 施策②　教員の働き方改革の推進

柱⑤　子ども・若者がたくましく生き抜く力を育むための成長支援

- 施策①　多様な体験活動の提供とその充実
- 施策②　学校・家庭・地域の連携
- 施策③　社会的自立に必要な力の育成・支援

教育委員会

教育委員会の役割と会議

教育委員会は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」によって、地方公共団体が行う教育に関する事務を処理するために、都や区から独立して設置された合議制の執行機関です。平成２７年４月に制度改正があり、区長が議会の同意を得て任命する教育長と４人の委員で構成され、教育行政の基本的な施策の決定と重要な案件の処理を行っています。

教育長の任期は３年、委員の任期は４年であり、委員には、保護者である者を含める必要があります。

教育委員会の定例会は、毎月１回開会し、必要に応じて臨時会を開会します。定例会及び臨時会は、原則公開され、会議録が公表されます。

※　教育委員会教育長および委員（令和８年４月１日現在）の氏名、任期、主な経歴は足立区ホームページをご参照ください。
https://www.city.adachi.tokyo.jp/kyoiku/k-kyoiku/kyoiku/k-shokai5.html

令和８年度　教育委員会事務局組織図

（令和８年５月１日現在）

- 教育委員会
 - 教育委員会事務局
 - 教育長
 - 教育指導部
 - 教育政策課 ― 教育政策担当係長、学校図書館活用推進担当係長
 - 学校ICT推進課 ― 学校ICT環境整備担当係長、学校ICT活用推進担当係長
 - 学力定着推進課 ― 学力定着推進係、学力調査担当係長、事業担当係長、統括指導主事
 - 教育指導課 ― 教育指導係、幼保小連携担当係長、教員人事係、服務調査担当係長、研修係、統括指導主事
 - 不登校施策推進担当課長 ― 不登校施策推進担当係長
 - こども支援センターげんき
 - 支援管理課 ― 支援管理係、就学相談係、就学相談調整担当係長、特別支援教育係、発達支援係、発達支援施策調整担当係長、医療的ケア調整担当係長
 - 教育相談課 ― 西新井教育相談係、登校支援係、綾瀬教育相談係、竹の塚教育相談係
 - 学校運営部
 - 学校支援課 ― 庶務係、教育調整担当係長、教職員管理係、学校経理係、学校検査担当係長
 - 学校施設管理課 ― 管理係、学校施設係、学校改築担当係長
 - 学校適正配置担当課長 ― 適正配置担当係長
 - 学務課 ― 助成係、システム標準化担当係長、就学係、学校保健係、おいしい給食担当係長、学校給食係、給食費公会計化担当係長、給食管理・栄養施策推進担当係長、自然教室係
 - おいしい給食担当課長
 - 青少年課 ― 管理調整係、体験活動係、青少年育成係、学校地域連携担当係長
 - 子ども家庭部
 - 子ども政策課 ― 管理係、子ども施策推進担当係長、子ども・子育て支援制度担当係長、保育人事計画担当係長、行政不服審査担当係長、子育て応援係
 - 子ども施設指導・支援課 ― 指導調整係、指導調整担当係長、指導・支援担当係長、保健衛生担当係長、給食・食育担当係長、就学前教育推進担当係長、保育園、副園長、認定こども園
 - 鹿浜こども園 ― 副園長
 - 保育・入園課 ― 保育調整係、保育施策担当係長、区立保育施設係、区立保育施設建替え担当係長、入園第一係、入園第二係、入園第三係、システム標準化担当係長
 - 私立保育園課 ― 事業調整係、私立保育園第一係、私立保育園第二係、私立保育園調整担当係長、公設民営担当係長
 - 幼稚園・地域保育課 ― 幼保調整係、私立幼稚園第一係、私立幼稚園第二係、地域保育係、認証・認可外保育係、地域保育支援担当係長、０・１・２歳保育対策担当係長
 - 学童保育課 ― 学童施設調整係、学童待機児対策担当係長、学童運営係、学童調査・支援係
 - こども家庭相談室
 - こども家庭相談課 ― 相談管理係、家庭支援第一係、家庭支援第二係、家庭支援第三係、家庭支援第四係、要保護児童対策調整・ヤングケアラー担当係長
 - 小学校、中学校

［　参　考　］

（公財）足立区生涯学習振興公社
事務局
- 総務部 ― 企画総務課、企画調整担当課長、経理課
- 学習事業部 ― 放課後子ども教室推進課、放課後子ども教室地域担当課長、学習事業課

教育委員会の主な取組

就学前教育の充実　～学びの構えや生活リズム・規律を培うために～

事業概要

園と家庭の連携により子どもたちが基本的生活習慣を身につける取り組みを推進しています。さらに、幼保小連携による子ども同士の交流活動、職員の交流研修などにより、相互が理解を深め教育・保育に活かし、子どもの学びの構えを育みます。

1　意欲創造プロジェクト

子どもたちの「意欲」や「創造力」を育むため、区立園では６つの取り組みを推進しています。

項目	取組内容
愛着形成の確立	担当制の導入により、良好な愛着関係を構築し、人への信頼感や自己肯定感を育む。
読書活動の推進	読書活動を通して絵本が大好きな子どもを育成し、話を聞こうとする姿勢、好奇心、創造力、言語能力、学ぼうとする意欲などを育てる。
音楽活動の推進	音楽活動を楽しむ中で音楽能力だけではなく、感性、社会性、創造力、集中力などを育てる。
遊びの環境づくり	子どもが自ら選び、満足するまで遊べる環境を構成することで、好奇心、創造力、集中力、学ぼうとする意欲などを育てる。
食育事業の推進	食育活動を通して、食べる喜び、意欲、健康な体づくりの基礎を育てる。
運動遊びの推進	楽しい運動遊びを通して、体力、運動能力、様々な活動への意欲、社会性、創造性などを育てる。

2　職員研修

教育・保育の質向上を図るため、教員・保育者を対象とした研修を実施しています。

【主な研修】

教育・保育力向上研修
人権や運動遊びなど、教育・保育に関する内容

接続期教育研修（幼保小連携研修）
子どもの発達や学びの連続性と接続に関する内容

3　幼保小連携活動

子どもたちが小学校生活を滑らかにスタートできるよう、「あだち幼保小接続期カリキュラム」をもとに、幼保小連携活動を推進しています。

【連携活動内容】

教員⇔保育者
交流研修、学校公開、公開保育、協議会など

５歳児⇔児童
体験給食、学校探検、体験授業など



あだち幼保小接続期
カリキュラム

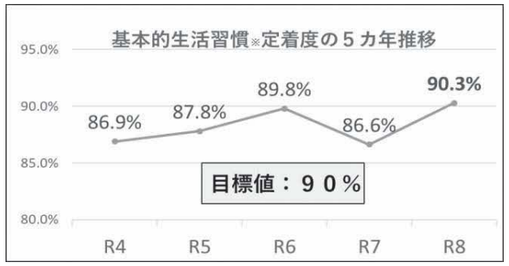
「あだち幼保小接続期
カリキュラム」ＨＰ

令和７年度の取組

令和８年４月現在

1　幼保小接続を意識した基本的生活習慣の定着

基本的生活習慣の定着や小学校生活への不安などの課題解決に向けて小学校と就学前施設と連携して取り組んだ結果、子どもたちが安心して小学校生活へ移行できるようになっています。



※「小学校第１学年の生活・学習習慣に関するアンケート」の３項目（「あいさつや返事」「姿勢良く座る」「静かに話を聞く」）の平均値



１年生と一緒に体験授業を受ける様子



体験給食で配膳をする様子

2　運動遊びの推進

①　日本体育大学と連携し、「こども主体の保育のための指導計画」を作成

②　子どもたちの「やってみたい」という意欲を引き出していくため、年齢別に応じた保育者研修を実施

③　子どもたちの発達に応じて、遊具を効果的に活用していくため、「子どもの意欲を引き出す遊具計画」を作成



こども主体の保育のための指導計画



子どもの意欲を
引き出す遊具計画

令和８年度の取組方針

①　幼保小連携活動については、互いの教育・保育実践を共有することで、子どもの育ちをつなげ、架け橋期の充実を図っていきます。

②　子どもたちの意欲的な態度や自己肯定感を育むために重要な幼児期の運動遊びについては、運動遊びのモデル事業の成果をもとに作成した指導案などの活用を各就学前教育・保育施設に促し、研修を通して横展開を図っていきます。

（子ども家庭部　子ども施設指導・支援課）

子どもたちの確かな学力の定着に向けて



確かな学力の定着

区では、子どもたちの「確かな学力の定着」を大きな課題と捉え、さまざまな取組みを実施しています。学力の定着に向けた事業、教員の授業力向上を目指した事業、学習支援の人材配置など、ＩＣＴの効果的な活用も含め、多方面から学力の定着と学習意欲の向上を図っていきます。



教員の授業力向上

●教科指導専門員による訪問指導

授業の改善・充実のため、教員経験豊富で教科指導力に秀でた専門員が現場の教員に支援や指導、助言を行い、「足立スタンダード」に基づいた「わかる授業」「魅力ある授業」づくりに取り組んでいます（小学校：国語・算数、中学校：国語・数学・英語）。

●足立区授業力向上研究員

「学習者主体の学び」及び「ＩＣＴの活用」を通じた授業改善を推進するために、区の教員を秋田県大仙市の小・中学校やＩＣＴを効果的に活用する学校に派遣し、教員自身の授業改善を図ると共に、報告会や公開授業を通して成果を幅広く発信・還元することで全小・中学校に在籍する教員の授業力向上に取り組んでいます。

●小中連携教育

小中合同での授業研究会や教員交流などにより、９年間を見通した授業づくりや学びの連続性・系統性を意識した教育活動などを研究・実践しています。

児童・生徒の個に応じた学習の充実

●ＡＩドリル【小学校・中学校】

AIドリルを活用することで、児童・生徒の個々の学習状況に応じた問題を提供し、基礎学力のさらなる定着を図っています。

●ＭＩＭ（多層指導モデル）【小学校】

小学校全校の1年生各クラスの学習や活動において、学習の基礎となる「流暢な読み」や語彙の獲得を目指し、異なる学力層の児童のニーズに応じた指導・支援を行っています。また、さらなる指導・支援の充実を図るため、令和5年度からは MIM デジタル版を導入しています。

●そだち指導【小学校】

小学校全校に指導員を配置し、2～5年生（5年生は算数のみ）を対象に別教室で個に応じた指導(国語・算数)を行い、児童個々のつまずきの早期解消と学習意欲の向上に取り組んでいます。

●足立はばたき塾【中学校】

成績上位で学習意欲も高いが、家庭の事情などにより塾等の学習機会の少ない生徒を対象に、民間教育事業者を活用した受験に関する指導力の高い講師による学習機会を提供しています。

●中１夏季勉強合宿【中学校】

算数・数学のつまずきを克服し、中学校の授業で力を発揮できるようになることを目的に、夏季休業期間、宿泊型と各学校に通う通所型いずれかの方法でマンツーマン指導を中心とした集中学習を実施しています。

英語教育の推進

●足立区「使える英語力」育成グランドデザインの策定【小学校・中学校】

「間違いを恐れずに、自分の考えを英語で表現できるあだちの子」の実現を目指して、小学３年生から中学３年生までに各学年で身に付けるべき英語力をグランドデザインとして示すことで到達目標を明確にし、日常的に「使える英語力」を習得するための英語教育を推進しています。

●英語チャレンジ講座【中学校】

中学１年生前期で英語への苦手意識が生じ始めた生徒を対象に、外国人講師によるアクティビティを取り入れた補習講座等を民間教育事業者に委託して、実施しています。

●英語マスター講座【中学校】

中学生を対象に、オンライン英会話を活用して英語４技能（「聞く・読む・話す・書く」力）を伸ばすための講座を民間教育事業者に委託して実施しています。年度末には、講座で培った英語力を活用する場として、ブリティッシュヒルズへの国内プチ留学体験を実施します。

●英語４技能調査【中学校】

中学２年生を対象に、「聞く・読む・話す・書く」力を測る４技能調査を実施し、結果の分析を通して授業改善等に活用しています。

●実用英語技能検定受験支援【中学校】

中学１～３年生を対象に、実用英語技能検定を年度ごとに１回無料で受験できるよう支援しています。
（中学１年生：１～５級、中学２年生：１～４級、
中学３年生：１～３級）

学力調査の分析と活用

ＩＣＴの活用

「気づく・つなぐ・支える」で早期から！ ～発達支援と不登校支援～

「夢や希望を信じて生き抜く」子どもたちの成長を就学前から支援します。
このために、発達への支援や不登校の問題に早期・計画的に取り組んでいます。

発達支援

気づく

相談しやすい窓口の設置・気づきと理解の促進

●心理相談

保健センターの健康診査（１歳６か月児、３歳児）で子どもの発達相談を受け、具体的なかかわり方を伝えました。
（541回実施、相談人数1,289人）

●発達相談（ブランチ相談含む）

電話・来所相談（保健センターでの出張相談〝ブランチ相談〟含む）をし、必要に応じて面接や評価を実施しました。特性に応じた対応方法を助言し、適切な支援機関へつなぎました。
（相談人数1,474人）

つなぐ

就学前から学齢期への途切れない情報の連携

●チューリップシート（就学支援シート）

子どもが楽しく充実した学校生活を送れるよう、保護者が児童の情報を学校へ伝えるぐツールとして、小学校入学前に全員提出します。



就学前から学齢期へのつながる支援

●個別の教育支援計画・個別指導計画作成システムの活用

保護者アンケート・教員の行動観察に基づき作成するシステム。支援計画の質の向上を図ることで、児童・生徒の適正指導を実施しています。

支える

社会生活の基盤を支えます！

●コミュニケーションの教室

通常学級に在籍し、知的な発達に課題はないが、情緒面、行動面の発達などに一部特別な支援が必要な子どもたちのために、特別支援教室（コミュニケーションの教室）をすべての小・中学校に設置しています。

支える

子どもの育ちを支えます！

●発達支援児保育の実施・発達相談の実施

発達支援委員会の審議審査内容を基に園に対して支援児へに配慮点を助言しました。また、園等から気になるお子さんの相談を受け、専門職（心理判定士、作業療法士、言語聴覚士）を派遣し、支援を実施しています（訪問支援回数 668回、相談人数 958人）。

不登校支援



気づく

学校での支援

●未然防止
・魅力ある学校づくり
・教育相談コーディネーターの位置づけ
⇒未然防止から一人ひとりにかかわります
・スモール・ステップ・ルーム（SSR）
⇒誰一人取り残さない学びの保障に向けた不登校未然防止策

学校に行きたい

【設置中学校】
第一、第五、第七、第九、第十、第十一、第十二、第十三、新田、鹿浜菜の花、東島根、竹の塚、東綾瀬、青井、花畑、蒲原、西新井、江北桜、伊興、花畑北、谷中、花保、栗島、加賀、六月、

長期化させない

●学校内での支援強化
・初期対応
担任による電話連絡や家庭訪問を実施し、本人との面接や学級環境の整備を行います。
・校内会議の徹底
交友や学習、家庭等の情報を教育相談コーディネーター・SSW・SCなど外部連携を含め共有・検討し、中長期的な支援計画・役割分担や復帰後の受け入れ体制などを明確にします。

つなぐ

専門家による相談・訪問

●スクールソーシャルワーカー（SSW）の派遣
学校との連携や家庭訪問を行い適切な機関へつなぐなどの支援を実施しました。
【支援人数】 小369人　中282人　合計651人

●学校へのスクールカウンセラー（SC）の配置
児童・生徒本人や保護者への面接等相談支援を実施しました。
【相談回数】 小22,640回　中11,584回　合計34,224回

支える

不登校児童・生徒への支援

●登校サポーター
（1）別室登校支援
別室での登校定着、見守り支援
【支援実績】 小28校、児童175人
中32校、生徒446人
（2）お迎え支援
家庭訪問による登校支援
【支援実績】 小33校、児童56人
中7校、生徒8人

●アウトリーチ支援
SSW等による専門性を活かした家庭訪問で外出を促し、関係機関や学校へと結びつけます。

●居場所支援（4か所）
学習の支援が受けられるとともに、学校以外の場所に通い、他者と触れ合う経験を積める場を提供しています。

●教育相談（3か所）
個別のカウンセリング、遊戯療法や各種心理・知能検査、少人数グループの運営等を通して支援します。【教育相談人数】 1,809人

●チャレンジ学級（3教室）
学校外の施設で、個に応じた学習や体験活動を通して基礎学力の定着を図り、社会性や集団適応力、自尊心を育むことをめざします。
【通級人数】 小5人　中82人　合計87人

●あすテップはなほ、なでしこ（通級は中学生のみ）
学校内に設置し、より学校に近い形で教科書を使った学習や体験活動を行うことで基礎学力を補充し、他者とのかかわりを深め、進路決定、社会的自立をめざします。【通級人数】 18人

●東京都VLP（バーチャル・ラーニング・プラットフォーム）
バーチャル上での他者との触れ合う経験を積める場を提供しています。
【令和7年度利用者】 32人

令和8年度の取組み

第十一中学校に新設

●チャレンジクラス　～シエスタ～
専任の教員を配置し、不登校の生徒が安心して学校生活を送れるよう、ゆとりある時間割で、実態に配慮した教育を実施します。

担当課係	問合せ先（直通）
①こども支援センターげんき　支援管理課 ②こども支援センターげんき　教育相談課 ③教育指導部　不登校施策推進担当課	①5681－0134 ②3852－2872 ③3880－0784

子どもたちの健康を育むおいしい給食・食育の推進

中学校３年生までの食生活が未来の自分を守る！

子どもの時期から望ましい食生活を習慣化し、将来の健康につなげていくため、区では学校や保育園・幼稚園などで取り組む「あだち　食のスタンダード」を策定しました。これをもとに、さまざまな場での食育を推進して、中学校卒業までに３つの実践力の定着をめざしています。

■実践力１　：　野菜から食べる・朝食を食べるなど望ましい食習慣を身につける
■実践力２　：　家庭でも外食でも栄養バランスのよい食事を選択できる
■実践力３　：　朝食程度（ごはん・みそ汁・目玉焼きなど）の簡単な料理を自分で作ることができる

【実践力１】野菜からを食べる・朝食を食べるなど望ましい食習慣を身につける

【野菜を食べよう！ 野菜から食べよう！】

学校給食で「ひと口目は野菜から」食べるようにするとともに、毎月給食で旬の野菜を味わう「野菜の日」や「１日の野菜摂取量の推奨が一目でわかるポスター」などを掲示し、「野菜を食べよう！野菜から食べよう！」を進めています。



【野菜の日（おいしい給食事業）】
- 子どもたちに野菜を好きになってもらい、中学校卒業後も野菜をしっかり食べてもらうために、全小中学校で毎月１回「野菜の日」給食を実施しています。
- 学校ごとに工夫をこらした「旬の野菜を使用した」給食を提供、給食だよりで家庭に簡単レシピを紹介しています。

【実践力２】家庭でも外食でも栄養バランスのよい食事を選択できる

【バランスの良い献立を考えよう！】

中学校では、生徒一人ひとりが、それぞれワークシートを活用して１日３食分の献立を考え、食品群別摂取量の目安を用いて栄養チェック。その後、栄養素の過不足分を修正する学習を行うことで、栄養バランスのよい食事の計画が立てられるようにします。



【実践力３】朝食程度（ごはん・みそ汁・目玉焼きなどの）簡単な料理を自分で作ることができる

【すべての調理工程を全員が体験し身につけよう！】

調理実習では、一連の調理作業を一人ひとりが行うことで、中学校卒業までに、「ご飯が炊ける、インスタントに頼らずみそ汁が作れる、目玉焼き程度のフライパン料理ができる」という基礎的な調理技能を全員が身につけられるようにします。また、「家庭科学習指導案」を活用した家庭科授業で学んだ後、長期休み期間に子どもたちが自宅で調理を行う「わが家のシェフになろう！」を行うことで、調理の実践力を身につけられるようにします。

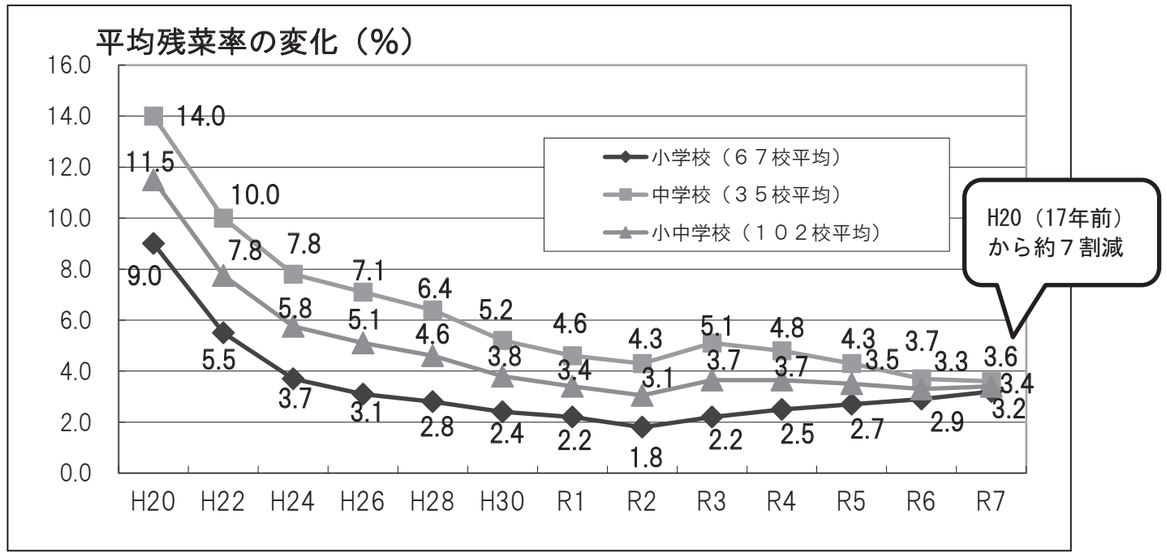


「おいしい給食日本一」をめざした取組

「味」がおいしいと感じるだけでなく、自然の恵みや作り手への感謝の気持ちを育み、楽しい給食時間が思い出に残る給食作りに取り組んでいます。また、日々の給食は「生きた教材」として身体にとって大切な食べ物を学び、自らそれを選び食べるようになってもらうことで、長い人生を健康で過ごしていけるよう、学校・保護者・調理業者・生産者などと協働で「おいしくて栄養バランスのとれた給食」を目指しています。あわせて、残菜量（食べ残し）の減少にもつなげていきます。

【これまでの取組成果　（平成２０年度～令和７年度）】

平成１９年度から「おいしい給食推進事業」に取り組み、残菜率は対令和７年度比で、小・中学校平均で約８ポイント減少し、残菜量は２６８トン（約７割）減少しました。



《主な取組》

給食メニューコンクール

区内の小・中学生を対象に、夏休み期間を利用して、テーマに沿った給食メニューを考えてもらうことで、給食に対する意識を高め、栄養バランスの大切さを学びます。さらに、自ら調理することの大変さから、作り手への感謝の気持ちも育みます。また、優秀な作品は実際に学校給食として提供します。

令和７年度テーマ
「これが食べたい！魚を使った給食メニュー」
応募総数：７，４４３点（小学生４，６９６点、中学生２，７４７点）
区長賞：小学校「魚が苦手でも食べられる！栄養満点！コロコロシャケコロッケ」
中学校「鮭と足立特産品たっぷりの孫は優しい給食」

もりもり給食ウィーク

６月の食育月間及び１月の給食週間の各１週間に、喫食時間の確保と食育を実施し、子どもたちの食に対する意識や食べる意欲向上を図るため、各学校で工夫をこらした取組を実施しています。

（学校運営部 学務課、おいしい給食担当課）

“体験”から学びの楽しさを発見！　～大学連携・伝統文化～

直接体験から、子どもたちの自己肯定感を育み、学習意欲の向上を図ります。

大 学 連 携　学生と交流しながら、大学の専門性を生かしたプログラムを体験し、自分の将来や進路を考える機会を提供する。

◆東京藝術大学◆

事業名	対象者	令和７年度の実績
音楽教育支援活動	小・中学生 こども園児	出張コンサート、部活動指導、教員研修など音楽教育の支援を実施。 実施校数：６６校　延べ参加人数：１０，８３９人

◆東京電機大学◆

事業名	対象者	令和７年度の実績
科学・ものづくり 体験教室	小学５年生	学科の専門性を生かした実験などの体験的なプログラムを実施。 体験教室参加人数：１７人　動画配信参加人数：１７１人
グラフィック プログラミング教室	中学生	本学的なコード入力を体験するプログラミング教室を実施。 参加人数：１５人

◆東京未来大学◆

事業名	対象者	令和７年度の実績
アート講座	中学・高校生	アートの講義と造形活動を実施。参加人数：３１人
心理学講座	中学生	クリティカルシンキングに関する講義を実施。参加人数：１４人

◆帝京科学大学◆

事業名	対象者	令和７年度の実績
体験！１日大学生	中学生	複数のコースを設定し、大学の講義体験を実施。参加人数：８０人
夢の体験教室	小学４～６年生	複数の科学実験ブースを設定し、実施。参加人数：９６人
のびのびプレイデイ	未就学児	複数の遊びのブースを設定し、体験活動を実施。参加人数：５９人

◆文教大学◆

事業名	対象者	令和７年度の実績
０から イングリッシュ	小学３・４年生	英語の絵本や童話を活用した英語表現活動を実施。 実施回数２回。参加人数：３２人


大学生との
交流の様子


藝大出張コンサート


アート講座の制作


のびのびプレイデイ

令和８年度の取組方針

引き続き、過去の実施実績を踏まえ、より児童・生徒の興味・関心の高い事業を大学と連携しながら実施していきます。

伝 統 文 化　大会をめざして、日々努力する態度や礼儀を身につけ、集中力や記憶力を育む。

◆あだち子ども将棋大会◆

～考える力や決断力、洞察力を育みます～

対象者	令和７年度の実績
区内在住・在学の 小学生	３人１組の団体戦を実施。 参加人数：１４０人（４９チーム）


将棋大会の様子

◆あだち子ども百人一首大会◆

～和歌の暗唱などを通じて日本文化を尊重する気持ちを育みます～

対象者	令和７年度の実績
区内在住・在学の 小・中学生	中学生の部（午前）と小学生の部（午後）に分けて 個人戦を実施。 参加人数：１７８人（中学生　７９人、小学生　９９人）


百人一首大会の様子

自 然 教 室　（※詳細は 30 ページへ。）

集団生活・自然・文化・歴史・社会・野外活動等の実体験を伴う学びを通して、子どもたちの心身の健全な育成や学習意欲の向上を図る。


魚沼自然教室での稲刈りの様子

【小学５年生自然教室】
◆対　　象　小学５年生
◆実施場所　国立施設（赤城・那須甲子・磐梯）および南房総市施設

【魚沼自然教室】
◆対　　象　中学１年生
◆実施場所　新潟県魚沼市

【日光自然教室】
◆対　　象　小学６年生
◆実施場所　日光林間学園

令和８年度の取組方針　引き続き、安全に実施できる運営方法を検討していきます。

放 課 後 子 ど も 教 室　（※詳細は 72 ページへ。）

放課後の小学校の校庭や教室などを活用し、スタッフの見守りのもと、子どもたちに遊び、学び、学年を越えた交流などの活動機会をより多く提供できるよう支援する。


自主的に体験可能な「スポーツスタッキング」


地域の協力者による本の読み語り「お話し会」

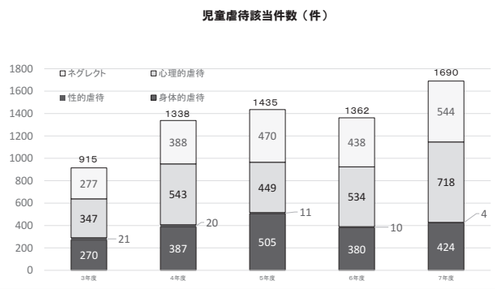
（学校運営部　学務課 、青少年課）

ＳＴＯＰ！児童虐待　～子どもの健全な成長のために～

１　区の児童虐待の現状

平成 17 年に児童虐待の通告先が区へと変わり、第一義的な相談機関となりました。区の児童虐待の相談件数は近年増加傾向にあり、相談内容も身体的虐待だけではなく心理的虐待、ネグレクトなど多様化しています。

区では、通告に対応するだけではなく、啓発・予防・フォロー・地域のネットワークで児童虐待防止に取り組んでいます。



２　区の児童虐待防止に対する取り組み

(1) 啓発

毎年 11 月に区内主要駅頭で、児童虐待防止に関する啓発グッズなどを配布するオレンジリボンキャンペーンを行っています。

(2) 予防

子どもとの適切な関わり方を学ぶ講座や、親同士の支え合う関係づくりを目的とした講座を開催しています。

(3) 対応・フォロー

ア　家庭環境や背景に応じた包括的支援を行います

児童虐待が生じる原因は、家庭環境・経済状況・夫婦関係・親の生育歴・子ども自身が抱える問題などさまざまです。虐待する親への抑止や、経過観察だけでは改善が図れません。虐待のメカニズムを紐解きながら、総合的な角度から支援を展開していきます。

イ　関係機関と連携しながら支援します

ひとつの機関や個人だけでは、さまざまな問題を抱える家庭を支援していくことはできません。関係機関と連携を図りながら援助目標を一致させ、個人情報の取り扱いには充分に配慮し、的確な役割分担で支援をしていきます。

ウ　子どもの視点から虐待を捉えます

虐待の被害を受けた子どもは、心身の不調を発生するなど、健全な成長発達が阻害され、自分自身の価値が見出せなくなり、人間関係や社会性の形成に支障をきたすなどの問題が生じます。こうした、子どもの将来的な危機が予測される場合は、積極的に「虐待」と捉え対応します。また、親の行為が虐待といえるものであるかどうかは、子どもの立場から見て判断していきます。

エ　虐待の要因を持った家庭（ハイリスク家庭）を発見し、虐待の発生を予防します

現代の子育ては、親になりきれない不安や、子育て未経験、孤立、失業による経済不安など、さまざまなマイナス要因を抱えています。虐待に至る前段の養育困難な状況から、子育てサービスを取り入れ養育環境を改善させることが重要です。関係機関で連携し、早期発見と初期対応を図ります。

オ　「地域で暮らす」を目標に支援します

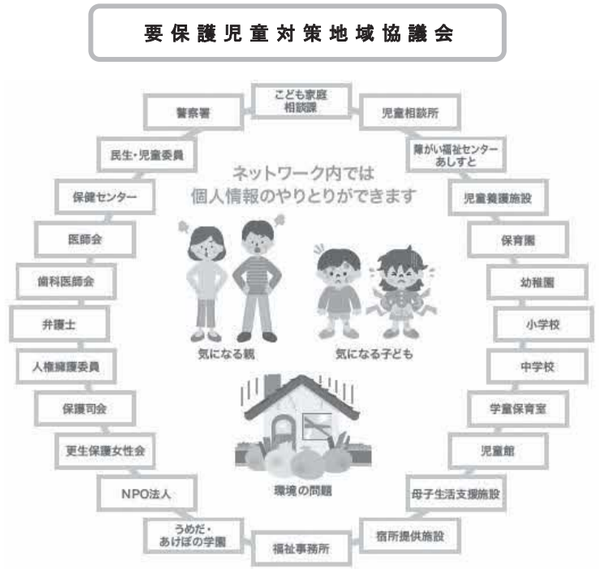
虐待が起きた家庭への対応は、親子分離をして子どもを施設に入所させることが目的ではありません。民生・児童委員、主任児童委員の協力や、養育支援訪問事業などの多様な子育てサービスを活用し、子どもが家庭で暮らしていけるよう在宅支援を行います。



３　要保護児童対策地域協議会（地域のネットワーク）

（1）要保護児童対策地域協議会とは

要保護児童、要支援児童、特定妊婦などの早期発見や適切な支援を連携・協力して行う児童福祉法第 25 条の２に定められたネットワークです。養育困難家庭や児童虐待を早期に発見し、各機関の連携と役割分担で、子どもと家庭に早期の段階から的確な支援を行うことをめざします。

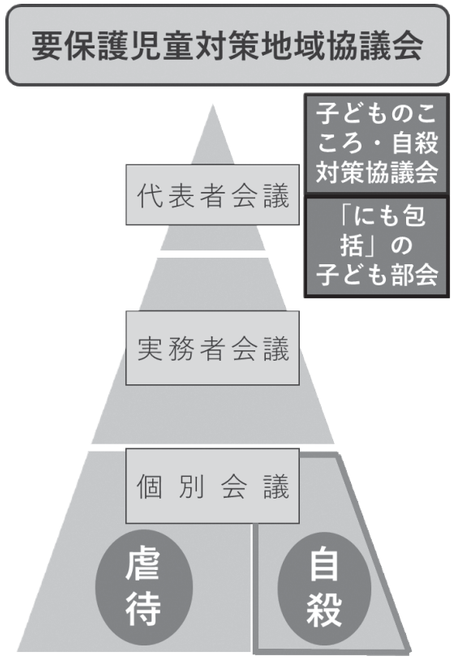


（2）情報交換と守秘義務

児童福祉法第 25 条の３により、情報の交換及び協議を行うために必要がある場合は、関係機関に対し、資料または情報の提供、意見開陳、その他必要な協力を求めることができます。構成機関同士で情報交換ができる一方で、同法第 25 条の５により協議会の中で知り得たことは、外部に漏らしてはならないとされ、守秘義務が課されます。

（3）要保護児童対策地域協議会における会議

令和８年度より既存の要保護児童対策地域協議会の枠組みを活用し、新たに子どもの自殺対策に取り組みます。



【代表者会議】

各機関の代表者（管理職等）により構成され、実務者会議の活動報告を受け、要保護児童等への適切な支援に関する枠組みを検討する。

① 年１回
② 区内関係機関代表者約 40 名
③ 関係機関との共有認識醸成
④ 相互理解と協力関係構築、仕組みの課題調整
⑤ 区の相談対応状況、取組みの報告と関係機関からの助言

【実務者会議】

各機関の実務者により構成され、要保護児童等の情報共有・連携強化について検討する。

＜地区連絡会議＞	＜虐待ケース調整会議＞
① 民協合同地区ごと（年７回） ② 地区内の関係機関 ③ 地区の現状理解 ④ 事例検討による相互理解と対応研修	① 毎月１回 ② こども家庭相談課、児童相談所、保健センター、福祉事務所 ③ 前月受理分の情報共有とハイリスクケースの協議
＜進行管理会議＞	＜産前産後養育支援連絡会議＞
① 毎月 10 回 ② こども家庭相談課各係進行管理および児童相談所との全体会 ③ 各担当ケースの進行管理と援助方針決定	① 毎月１回 ② こども家庭相談課、保健予防課 ③ 妊娠届、赤ちゃん訪問で評価したリスク度の共有、ケース主担当振り分け

【個別会議】

個別の要保護児童等について、各機関の担当者により、情報共有や支援方針の確立、役割分担を検討する。

① 必要に応じて開催
② 個々の具体的ケースについて、関係する機関で情報共有や支援方針を話し合う

（こども家庭相談室　こども家庭相談課）